

【学術論文（査読有り）】

小型家電リサイクル法の今後の課題に関する考察 —リサイクル関連法との比較に基づいて—

小林 寛*

A Study on the Future Issues Regarding the Small Home Appliance Recycling Law
-Based on Comparison with the Other Recycling-Related Laws-

Hiroshi KOBAYASHI

Abstract

The Small Home Appliance Recycling Law was enacted in August 2012 and took effect in April 2013 for the purpose of collecting and recycling valuable metals included in used small home appliances such as mobile phones. This Law serves as a promotion scheme, which encourages parties concerned to join the system on a voluntary basis and implements recycling based on the current situation in each region under the cooperation among parties, unlike the Home Appliance Recycling Law enacted in 1998 that imposes specific duties on parties concerned to collect and recycle home appliances. Based on awareness of the issue on whether this Law will be legally effective enough just by the promotion scheme, this Article aims to study the significance and future issues of this Law while conducting comparative analysis with the other recycling-related laws such as the Containers and Packaging Recycling Law, the Home Appliance Recycling Law, the Construction Material Recycling Law, the Automobile Recycling Law and the Food Recycling Law.

Key Words: The Small Home Appliance Recycling Law, Promotion Scheme, Extended Producer Responsibility (EPR)

1. はじめに

使用済小型家電に含まれる有用な金属の回収および再資源化を企図して、2012年8月、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年8月10日法律第57号）（以下「小型家電リサイクル法」といい、使用済小型電子機器等を、引用を行う場合を除き本稿において以下「使用済小型家電」という）が成立し、2013年4月から施行された¹⁾。同法は、特定家庭用機器再商品化法（平

成10年6月5日法律第97号）（以下「家電リサイクル法」という）の対象品目以外の使用済小型家電の回収・再資源化を促進することによって循環型社会の形成を推進するものであるが、家電リサイクル法とは異なり、関係者の制度への参加を積極的に促すいわゆる促進型の制度であるため、関係者の義務は主として努力義務に留まっている（ただし、全ての事項が努力義務ではない）。かかる制度に基づき関係者の取組みを尊重することによって、使用済小型家電のリサイクルは十分な効果を得られるであろうか。本稿は、かかる問題意識の下に、他のリサイクル関連法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年6月16日法律第1

*長崎大学大学院水産・環境科学総合研究科

受領年月日 2014年5月29日

受理年月日 2014年8月28日

12号) (以下「容器包装リサイクル法」という)、家電リサイクル法、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号) (以下「建設資材リサイクル法」という)、使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年7月12日法律第87号) (以下「自動車リサイクル法」という) および食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年6月7日法律116号) (以下「食品リサイクル法」という)との比較に基づき、同法の意義と今後の課題を抽出し考察することを目的とするものである。

2. 小型家電リサイクル法の制定経緯の概略

小型家電リサイクル法の制定以前より家電リサイクル法の対象品目(テレビ、洗濯機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫²⁾)以外の小型家電についても、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年4月26日法律第48号) (以下「資源有効利用促進法」という)により既に一定の対応がなされていた。すなわち、資源有効利用促進法の下で、例えば、パソコンおよび小型二次電池は指定再資源化製品として自主回収・再資源化が行われていた(同法2条12項および同法施行令別表第6ならびに同法26条以下)(小型二次電池は指定表示製品でもある(同法2条11項および同法施行令別表第5の7項ならびに同法24条以下))。しかしながら、資源有効利用促進法の対応範囲は全ての使用済小型家電には及んでおらず、これらに含まれる有用な資源が国内においてそのまま埋め立てられていたり³⁾、海外に輸出されているとの指摘があった⁴⁾。

そこで、秋田県、東京都、福岡県などの各地方公共団体においては小型家電リサイクル法制定前から、使用済小型家電の回収および再資源化の取組みが行われていた⁵⁾。

また、2008年12月から2011年3月に開催された環境省及び経済産業省との共同による研究会(使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会)の後に⁶⁾、中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会において小型電気電子機器リサイクル制度及び使用済製品中の有用金属の再生利用に関する小委員会が設置された。そこでは、「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方」および「製品横断的なレアメタルリサイクル」に関する議論が行われり⁷⁾、2012年1月、中央環境審議会会长から環境大臣に対して第一次答申がなされた(小型電

気電子機器リサイクル制度の在り方について)。小委員会における議論においては、「義務的な制度が創設され過度な義務を負うことへの業界としての懸念が表面化した」が、「義務型ではなく促進型の制度を目指す方向性が示されたことがターニングポイント」となり、「制度の必要性についても共通認識が得られることとなった」と指摘されている⁸⁾。

その後、2012年3月に小型家電リサイクル法案が国会に提出され、同年8月に同法が成立した。また、同法成立後の同年10月にも中央環境審議会会长から環境大臣に対して第二次答申がなされた(使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について)。

3. 小型家電リサイクル法の基本構造の概観

以下では、小型家電リサイクル法の基本構造について、主要な項目を概観し、必要に応じて当該項目の評価を行う。

3. 1 目的

同法の目的は、使用済小型家電の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることにある(同法1条)。すなわち、使用済小型家電に含まれる有用な金属の回収と再資源化を促進することによって、循環型社会の形成推進に資することを目的とするものである。

3. 2 基本方針

環境大臣および経済産業大臣は、同法3条1項に基づき、使用済小型家電の再資源化の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という)を策定した。これによれば、使用済小型家電に含まれる金属その他の資源の十分な利用を図っていくことが重要であるとの認識の下に、使用済小型家電を再資源化すべき量として平成27年度までに14万t/年、約1kg/年・人が目標として掲げられている(基本方針前文および二)。

3. 3 対象品目

同法の対象品目は、家電リサイクル法の前記対象品目を除く電気機械器具であって、廃棄物となった場合に効率的な収集・運搬が可能であり、再資源化に係る経済性の面における制約が著しくないと認められるものである(同法2条1項)。例えば、電話機、

ファクシミリ、携帯電話端末、ラジオ、デジタルカメラ等政令において28類型が定められている（同法施行令1条）。

3. 4 対象品目の回収方式

小型家電リサイクル法は個別の回収方式についてまで規定していないが、同法に関するガイドラインにおいて回収方式が定められている。すなわち、回収方式には、ボックス回収、ステーション回収、ピックアップ回収、集団回収・市民参加型回収、イベント回収、清掃工場等への持込み、戸別訪問回収がある⁹⁾。各内容について、ガイドラインから以下引用する。

ボックス回収とは、「回収ボックス（回収箱）を様々な地点に常設し、排出者が使用済小型電子機器等を直接投入する方式」をいい、ステーション回収とは「現行の分別収集体制においてステーション（ごみ排出場所）ごとに定期的に行っている資源物回収に併せて、使用済小型電子機器等に該当する分別区分を新設（回収コンテナ等を設置）し、使用済小型電子機器等を回収する方式」をいい、ピックアップ回収とは、「従来の一般廃棄物の分別区分にそって回収し、回収した一般廃棄物から使用済小型電子機器等を市町村側で選別する方式」をいい、集団回収・市民参加型回収とは、「既に資源物の集団回収を行っている市民団体が使用済小型電子機器等を回収する方式」をいい、イベント回収とは、「地域のイベントにおいて回収ボックス等を設置し、参加者が持参した使用済小型電子機器等を回収する方式」をいう¹⁰⁾。

そして、小売業者が使用済小型家電の回収に協力する方法には、①「市町村による使用済小型電子機器等の回収に協力する」、②「自ら認定事業者になる」、③「認定事業者から使用済小型電子機器等の回収の委託を受ける」という3つの方法が挙げられており、さらに具体的には、ボックス回収、店頭回収（「小売業者が店頭において、消費者が持ち込んだ使用済小型電子機器等を対面で受け取る方式」）、帰り便回収（「小売業者が商品を消費者に配送する際に、消費者が排出した使用済小型電子機器等を、配送の帰り便で回収する方式」）の方法が挙げられている¹¹⁾。そして、都市の規模に応じて、前記回収方法を組み合わせるのが適切とされている¹²⁾。

3. 5 努力義務

3. 5. 1 規定内容

同法の下で、関係者（国、地方公共団体、消費者、事業者、小売業者および製造業者）の義務は主として努力義務に留まる。そのため、既に指摘されているとおり、同法は、拡大生産者責任に基づき製造事業者等に製品の回収・リサイクルを義務付ける義務型の制度ではなく、関係者がそれぞれの役割分担の下に積極的に制度に参加し使用済小型家電の再資源化を行うことを促す促進型の制度を採用している¹³⁾。すなわち、国は使用済小型家電の分別収集・再資源化の促進のために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努め、市町村は使用済小型家電の分別収集に必要な措置および認定事業者等への引渡しに努め（都道府県は市町村に対する技術的援助に努める）、消費者および事業者は分別排出および引渡しに努め、小売業者は消費者による使用済小型家電の適正な排出確保の協力に努め、製造業者は、環境配慮設計により再資源化に要する費用の低減および再資源化により得られた物の利用に努めるのである（同法4条ないし9条）。

なお、拡大生産者責任には、回収・リサイクルに係る措置のみならず、製品が廃棄物等となることを抑制するために必要な措置、製品の設計の工夫、製品の材質または成分の表示等も含まれるが（循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）（以下「循環基本法」という）11条）¹⁴⁾、本稿においては、拡大生産者責任の内容について、その中心をなす回収・リサイクルに係る措置に重きをおいて以下論じる。

3. 5. 2 評価

確かに、拡大生産者責任を貫徹するという見地からは、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法のように義務型を採用した方がよいようにも思われる。しかし、義務型の場合には義務者の範囲、義務の内容や程度の法定に困難を伴う。関係者の自主的な取り組みを促進するという本法の仕組みにも一定の意義を見出すことができよう。ただ、もし一定期間の施行状況を踏まえても十分なリサイクル量・率が確認できない場合には将来的に義務型に転換すべきかどうか検討すべきと考えられる（後述）。

また、「リサイクルの実効性確保のためには、多くの市町村の参加が不可欠である」とこと、「市町村に発生する費用については、国による支援を行うことや認定事業者が得た利益の中から補填する仕組みを設けることにより、その負担の軽減を図ることが必要

不可欠である」ことは既に指摘されているとおりである¹⁵⁾。市町村の参加を得るために、収集計画を定めた市町村については端的に分別収集義務を定めることも考えられた（容器包装リサイクル法10条1項参照）。これにより市町村に発生する経済的負担は、事業者による拠出金の制度を創設することによって軽減を図ることも考えられた。これは、容器包装リサイクル法10条の2（市町村に対する金銭の支払制度）が参考になるであろう¹⁶⁾。

3. 6 認定事業者の制度

3. 6. 1 規定内容

使用済小型家電の収集、運搬および処分の事業を行おうとする事業者は、再資源化事業計画を作成し認定を受けることによって（小型家電リサイクル法10条）¹⁷⁾、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）（以下「廃棄物処理法」という）の処理業（収集・運搬業または処分業）の許可（同法7条1項もしくは6項または14条1項もしくは6項）を得ることは不要となる（小型家電リサイクル法13条1項）。本法は、家電リサイクル法（収集運搬や再商品化を製造事業者等に義務付け）や容器包装リサイクル法（分別収集を市町村に、再商品化を製造事業者等に義務付け）のように事業者に一定内容の義務を課するのではなく、認定事業者の制度によって再資源化を促す促進型の制度である（ただし、認定事業者は市町村から引取りを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、使用済小型家電を引き取らなければならない（小型家電リサイクル法12条））。かかる制度を採用することによって、廃棄物処理法上の許可の取得に係る費用の節約、回収方式に多様性を持たせることができるなど、柔軟な制度とすることことができたというメリットは認められよう。もっとも、廃棄物処理法の適用を受けなくなるというわけではなく、基本方針三が定めているとおり、使用済小型家電が廃棄物に該当する場合には、同法の規制が適用される（例えば、同法の処理基準の適用は受けたため（小型家電リサイクル法13条4項および5項参照）、処理基準違反に対しては、改善命令（廃棄物処理法19条の3）・措置命令（同法19条の4）や命令違反に対する罰則の適用に基づく認定取消（小型家電リサイクル法11条4項4号）の対象となるとされている¹⁸⁾）。

認定事業者に対する監督は、主務大臣（環境大臣

および経済産業大臣）の指導および助言、報告微収ならびに立入検査の制度によって担保される（小型家電リサイクル法15条ないし17条）。なお、2014年5月8日現在において、35の事業者が認定を受けている¹⁹⁾。

3. 6. 2 評価

廃棄物処理法上の処理業の許可が不要になる点は認定事業者にとって有益ではあるが、同法の規制の枠組みの下で、事業計画に従って再資源化が行われることから、認定事業者がどれだけのメリットを享受することができるのか疑問がないではない。この点、「使用済小型家電が有価物として取引される場合は、廃掃法上の廃棄物扱いとはならないため業の許可は不要ということになり、事業者にとって認定を受けるメリットがなくなってしまうおそれがある」との指摘もみられる²⁰⁾。小型家電リサイクル法によって認定事業者が享受することができるメリットの内容・程度についても今後検証しなければならないであろう。そのことによって今後も促進型を維持するか義務型の導入を検討するかどうかにかかってくるからである。

3. 7 個人情報の保護

携帯電話については、資源有効利用促進法の指定再資源化製品として指定されていないものの、モバイル・リサイクル・ネットワーク等において自主回収は既に行われているところ²¹⁾、これらに含まれる個人情報の保護を図ることが必要とされている²²⁾。個人情報の保護のための配慮については小型家電リサイクル法3条に基づく基本方針六1でも示されており、具体的には、「市町村や小売業者が、消費者に対して個人情報を削除した上で排出するよう周知し、ボックス回収を行う場合は鍵付きのものを使用する、ステーション回収を行う場合は、監視員が立ち会うなどの盗難防止対策や、個人情報保護に係る管理体制（責任の明確化、職員研修、委託先を含めた管理の実施等）の整備など」とされている。さらに、使用済小型家電の回収に係るガイドライン30頁以下において詳述されている。この点は、基本的には、消費者が使用済小型家電を排出する際に、これに含まれる情報を自ら消去することが求められよう。

3. 8 産廃振興財団による債務保証等

産業廃棄物処理事業振興財団は、認定事業者等の

再資源化用施設の整備事業に必要な資金の借入れに係る債務の保証および研究開発に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うことができる（小型家電リサイクル法14条）。かかる制度は、認定事業者等による再資源化に対して経済的基盤を提供するものとして、同法の目的にとって有益と考えられる。

4. 他のリサイクル関連法との比較考察

本項では、小型家電リサイクル法の今後の課題について示唆を得るために、既に施行されている他のリサイクル関連法との比較考察を行う。

4. 1 容器包装リサイクル法

先ず、容器包装リサイクル法の下では、市町村が分別収集した容器包装廃棄物について、製造事業者等が再商品化義務を負うこととなっている。すなわち、市町村は、市町村分別収集計画に従って容器包装廃棄物の分別収集を行い（同法10条）、かかる容器包装廃棄物について、特定容器利用事業者、特定容器製造等事業者および特定包装利用事業者が、再商品化義務を負うのである（同法11条、12条および13条）（再商品化義務が適用されるのは、8品目のうちガラス瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装の4品目についてである）²³⁾。

同法に基づく分別収集・再商品化の実施状況として、平成21年度における分別収集実施市町村の割合は、紙製容器包装36.4%と低廉であるものの、プラスチック容器包装73.5%、無色のガラス瓶96.5%、ペットボトル99.1%と高い割合で推移している。また、再商品化量についても、紙製容器包装（平成12年度2万6310トンから平成21年度7万9692トンへ増加）、プラスチック容器包装（平成12年度7万7568トンから平成21年度65万6690トンへ増加）、無色のガラス瓶（平成9年度27万5119トンから平成21年度31万4725トンへ増加）、ペットボトル（平成9年度1万9330トンから平成21年度27万9201トンへ増加）のいずれについても増加傾向にある²⁴⁾。

4. 2 家電リサイクル法

次に、家電リサイクル法の下では、製造事業者等に一定の基準を充足する再商品化等実施義務が課されている（同法18条1項ならびに22条1項およ

び同法施行令3条）。すなわち、特定家庭用機器の小売業者は特定家庭用機器廃棄物を引取り製造業者等に引渡す（同法9条および10条）。そして、製造業者等は特定家庭用機器廃棄物を引取り、法定基準に従い再商品化等を実施する義務を負う（同法17条および18条）。

同法に基づく再商品化等（「等」には熱回収が含まれる（同法2条3項））の実施状況として、平成22年度の再商品化率は、エアコン88%、ブラウン管式テレビ85%、液晶・プラズマ式テレビ79%、冷蔵庫・冷凍庫76%、洗濯機・衣類乾燥機86%といずれも法定基準を上回っており²⁵⁾、容器包装リサイクル法と同様、相当程度に拡大生産者責任に基づく制度が機能していることを見て取ることができる。

4. 3 建設資材リサイクル法

また、建設資材リサイクル法の下では、対象建設工事（特定建設資材（コンクリート、コンクリートおよび鉄から成る建設資材、木材ならびにアスファルト・コンクリート（同法2条5項および同法施行令1条）を用いた建築物等に係る解体工事または特定建設資材を使用する新築工事等であってその規模が一定基準以上のもの）の受注者（下請人を含む）は、正当な理由がある場合を除き、分別解体等（同法2条3項）を実施しなければならず（同法9条1項）、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物について、原則として再資源化を実施しなければならない（同法16条1項）。

同法に基づく建設廃棄物の品目別リサイクル状況として、アスファルト・コンクリート塊やおよびコンクリート塊については従前から95%を超える高い水準のリサイクル率で推移していた。また、建設発生木材（縮減除く）（平成12年度38%から平成20年度80%へ増加）および建設汚泥（縮減含む）（平成12年度41%から平成20年度85%へ増加）についてはいずれもリサイクル率は増加した²⁶⁾。

4. 4 自動車リサイクル法

さらに、自動車リサイクル法の下では、適用対象となる特定再資源化等物品が自動車破碎残さ、エアバックおよびフロン類に限られているものの（同法2条4項および同法施行令3条）、自動車製造事業者等は、特定再資源化物品を引き取った時は、法定基準に従った再資源化を実施しなければならない（同

法25条) (フロン類については破壊義務がある(同法26条))。

同法に基づく自動車破碎残さ等のリサイクル率として、自動車破碎残さ(平成16年度49～69.1%から平成22年度79.9～87%へ増加)およびエアバック(平成16年度91.6～100%から平成22年度93～100%)のいずれについても高水準でリサイクル率が推移している²⁷⁾。

4. 5 食品リサイクル法

他方、食品リサイクル法の下では、他のリサイクル関連法と異なり明確な義務が規定されていないため、直截には拡大生産者責任が採用されているとは言えないと考えられる。すなわち、同法の下では、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施に関して、主務大臣は判断の基準となるべき事項を定め(同法7条1項)、必要な指導および助言を行う一方で(同法8条)、食品関連事業者(食品廃棄物等多量発生事業者)には定期の報告義務(同法9条1項)および勧告・公表・命令(同法10条)が規定されているに過ぎない。登録再生利用事業者の制度(同法11条以下)や再生利用事業計画の認定制度(同法19条以下)は存在するものの、これらは拡大生産者責任を直截具体化した制度ではない。このように拡大生産者責任が採用されていないのは、食品廃棄物と工業製品とでは環境負荷の質的・量的な相違が相当程度認められるからであろう。大塚直教授によれば、「拡大生産者責任の考え方は、当面のところ、工業製品にはあてはまるとしても、食品(例えば、農産物、伝統的・自然的産品については、環境負荷が特に高いとはいひ難い)についてはあてはまらないといえよう」と指摘されている²⁸⁾。

同法に基づく食品廃棄物の処理状況として、事業系一般廃棄物の再生利用量は平成12年度71万トンから平成21年度100万トンと増加し、産業廃棄物の再生利用量は平成12年度186万トンから平成21年度231万トンと増加した²⁹⁾。食品循環資源の再生利用等実施率は、平成12年度29%から平成22年度82%(食品産業計)と増加した(もっとも、例えば外食産業は平成12年度8%から平成22年度17%への増加にとどまる)³⁰⁾。このように、同法の下では拡大生産者責任は直截採用されてはいないものの、食品循環資源の再生利用等は増加的に推移している。ただ、「食品リサイクル法の対象外で、食品廃棄物全体の約6割を占める家庭系一

般廃棄物」については、「再生利用率は低いまま」(平成22年度の再生利用率は6%)と指摘されている³¹⁾。ひとたび法律の適用対象外に置かれると、再生利用が十分に進捗しないことを見て取ることができる。

4. 6 比較考察

4. 6. 1 拡大生産者責任の採否に関する議論

小型家電リサイクル法の下では認定事業者の制度(同法10条)によって、食品リサイクル法21条と同様に、廃棄物処理法の特例が認められている(小型家電リサイクル法13条)。食品リサイクル法の場合、食品それ自体は人体への摂取を前提とし工業製品に比して環境への負荷が特に高いとはいえないことから直截に拡大生産者責任を採用せずに、再生利用を促進する見地から、登録再生利用事業者の制度や再生利用事業計画の認定制度が採用されている。これに対して、使用済小型家電に含まれる有用な金属はあくまでも金属であり、基本的に人体への摂取が前提とされていない点で食品とは異なる。工業製品たる使用済小型家電は食品に比して環境汚染を引き起こす可能性が高く環境への負荷が質的に高いと言えよう。そのため、拡大生産者責任の採否については食品リサイクル法と同列には扱えないようと考えられる。むしろ、回収および再資源化を図る必要性は家電リサイクル法と同様であるように考えられる。理論的には、小型家電リサイクル法も、家電リサイクル法と同様に、拡大生産者責任の考え方に基づく制度とする素地は存在すると考えることはできよう³²⁾。実際にも、拡大生産者責任を採用した前記各リサイクル法の下では高水準でリサイクル率が推移している。

また、促進型を採用することによって、地域の特性に応じて小型家電リサイクルを柔軟に推進できるというメリットはあるものの、「回収の方法・対象品目・開始時期などは市町村ごとの状況に応じて決める」となる³³⁾とされているため、これによってリサイクルの質や量に地域間格差が生じることや制度を統一的に維持することが困難なのではないかということが懸念される。そこで、拡大生産者責任を採用することによって、全国統一の最低限の再資源化義務を課すということも考えられる。

ただ、前記のように食品リサイクル法が拡大生産者責任を直截採用せずとも、同法施行後一定程度機能していることに鑑みると、小型家電リサイクル法

の下でも同法の施行によって使用済小型家電の再資源化が一定程度推進されると思われ、そうだとすれば同法は有効な法律であると考えられる³⁴⁾。その意味では小型家電リサイクル法において直ちに拡大生産者責任を採用する必要性は高くはないのかかもしれない。この点で、「本制度が十分に機能しない場合には、義務型の制度として、拡大生産者責任の考え方を取り入れていくことも検討されるべきであろう」³⁵⁾との指摘が参考になろう。すなわち、同法の施行後5年を経過した時点における施行状況を踏まえて（同法附則2項）、拡大生産者責任の採用の要否を再度議論・検討するということが必要であると考える。また、拡大生産者責任を採用しないとしても、ひとたびリサイクル法の対象外となるとリサイクルの推進は困難となるであろう。そのため、小型家電リサイクル法の対象品目は余すところなくカバーされる包括性が求められると言えよう³⁶⁾。

4. 6. 2 その他の事項

同法に基づく制度が機能するには、「多くの市町村の参加が不可欠」³⁷⁾とされているところ、同制度に市町村の参加を得て分別収集を行う場合、これに伴い市町村に発生する費用が多額となることは、容器包装リサイクル法と同様である。そこで、市町村の費用負担の軽減を図ることが検討されるべきである。この点は容器包装リサイクル法の認定特定事業者による市町村に対する資金拠出の制度（同法10条の2）が一定程度参考になると考えられる³⁸⁾。

また、再資源化に係る費用負担の軽減の問題であるが、使用済小型家電から有用な金属を得るために機械破碎だけでなく手解体の作業が行われ、これらの作業に係る費用の負担が過大にならないよういかにして負担の軽減を図るかは一つの課題であろう³⁹⁾。

さらに、小型家電リサイクル法は促進型の制度であり、義務型の制度ではないため、罰則が適用される場合が極めて限定的である（同法21条）。すなわち、犯罪構成要件が、報告をせず、または虚偽報告を行った場合や、検査を拒み、妨げ、または忌避した場合に限定されており、かつ罰則の程度も30万円以下の罰金と比較的低廉であるように思われる。再資源化がガイドラインに照らして著しく不十分と認められる場合の勧告および命令の制度ならびに命令違反の場合の罰則の制度の採用も小型家電リサイクルの推進に向けて検討に値すると考える（食品リ

サイクル法10条および27条参照）。

5. 結びに代えて

以上のとおり、小型家電リサイクル法の基本構造を検討し、他のリサイクル関連法との比較に基づいて、その有する意義と課題を考察した。最後に、前記に加え、以下の3点を指摘して、本稿の結びに代えることとした。

第1に、小型家電リサイクル法の制定・施行により使用済小型家電の再資源化は一定程度推進されると思われるところ、これをより一層推進して行くためには、まずもってその回収を行うことが必要である。促進型の制度を維持していく以上は、回収のために消費者に対する本法に基づく制度の普及啓発を図って行かなければならない⁴⁰⁾。この点は国の役割として重要と考える（同法4条3項参照）。

第2に、拡大生産者責任の採否については、食品リサイクル法の施行状況に鑑みると、小型家電リサイクル法においてこれを直ちに採用する必要が高いとまではいえないと考えられる。ただ、同法の5年後の施行状況を踏まえて、拡大生産者責任を採用している他のリサイクル関連法を参照して、分別収集・再資源化義務の導入の要否について再度議論・検討がなされるべきと考える。また、これを導入せずに、認定事業者の制度を維持するとしても、対象品目に包括性を持たせる必要があることや、再資源化が著しく不十分である場合の勧告・命令の制度を導入することは小型家電リサイクルの推進に向けて一定の意義があると考える。

第3に、リサイクル関連法の全体像について、1995年の容器包装リサイクル法に始まり、小型家電リサイクル法の制定によって、6つのリサイクル関連法が整備された。法制定の経緯に時間差があることや、2000年に制定された循環基本法も相まって、各リサイクル関連法で規定されている概念が必ずしも統一的でないという課題が見られる⁴¹⁾。体系性・統一性の維持という見地からは、将来的には循環基本法の下での各リサイクル関連法の規定概念の関係性を統一的に整備することも検討されてよいであろう。

本法の制定・施行によって、都市鉱山とも呼ばれる有用金属を含む使用済小型家電の再資源化がより一層推進されることを期待したい。

〔追記〕 本稿の作成に当たり、2名の査読者から貴

重なコメントを頂いた。ここに記して感謝を申し上げる。

脱稿後、鹿嶋宏治「『小型家電リサイクル法』と自治体廃棄物行政」月刊自治研56巻656号44頁（2014年5月）および戸田博之「使用済小型電気電子機器等リサイクル促進に関する法施策の運用等の提案」第18回環境法政策学会2014年度学術大会論文報告要旨集88頁（2014年6月）に接した。

1) 同法に関する主要な論稿として、天池恭子「使用済小型電子機器等のリサイクル制度の構築—小型家電リサイクル法の成立—」立法と調査334号51頁（2012年）、同「小型家電のリサイクル促進に向けて—使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律案—」立法と調査327号58頁（2012年）、大塚直「小型家電リサイクル法の意義と法的課題」廃棄物資源循環学会誌23巻4号319頁（2012年）、杉村佳寿「小型家電リサイクル法について」生活と環境57巻11号4頁（2012年）、阿部賀代「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律について」環境技術42巻11号642頁（2013年）、磯野弥生「小型家電リサイクル法と拡大生産者責任」都市問題104巻1号78頁（2013年）、大塚直「小型家電リサイクル法の施行」L&T60号14頁（2013年）、小幡雅男「小型家電リサイクル法が2013（平成25）年4月1から施行」環境管理49巻7号76頁（2013年）、藤田実花「小型家電リサイクル法の経緯と課題」調査と情報780号1頁（2013年）等参照。経済学的・技術的見地からの論稿として、正岡孝「使用済小型家電からのレアメタルリサイクル」環境研究154号25頁（2009年）、細田衛士「使用済み小型家電リサイクルの展望と課題」いんだすと26巻10号5頁（2011年）、森下哲「小型電気電子機器リサイクル制度の検討—循環型社会形成の観点から—」都市清掃64巻303号3頁（2011年）、山本耕平「小型家電リサイクルにおける回収システムと採算性」都市問題104巻1号61頁（2013年）等参照。なお、同法の施行状況について、環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室「小型家電リサイクル法の施行状況について」いんだすと29巻3号29頁（2014年）参照。これによると、施行状況の一環として、「これまで全国16カ所での市町村担当者向け説明会の開催や、市町村と認定事業者等の再資源化事業者との情報交換会等を開催し、制度への積極的な参加を呼びかけてきた」とされ

ている。同30頁。

- 2) 家電リサイクル法施行令の改正により、2009年4月1日から、液晶式テレビ、プラズマ式テレビ、および衣類乾燥器が新たに対象品目に加わった。
- 3) これは、指摘されているとおり、金属系廃棄物の循環利用量が十分ではないことを意味するであろう。中央環境審議会「小型電気電子機器リサイクル制度の在り方について（第一次答申）」（2012年1月31日）1頁ないし2頁。
- 4) 第180回国会参議院環境委員会会議録11号1頁（徳永久志委員発言）（2012年8月2日）、使用済小型家電の再資源化の促進に関する基本方針32参照。
- 5) 正岡・前掲注1) 27頁の表、藤原徹「秋田県が進める小型電気電子機器リサイクルシステム構築への社会実験」生活と環境57巻11号12頁（2012年）、矢野和弘「東京都における小型家電リサイクル、7つの先行事例」同号18頁、鶴弘之「福岡県におけるレアメタル等有用金属の回収事業への取組み」同号23頁等参照。
- 6) 同研究会において、使用済小型家電の回収モデル事業を採択・実施し、使用済小型家電の効果的・効率的な回収方法、回収された使用済小型家電に関するレアメタルの含有実態の把握等、ならびに使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価および適正処理等について検討が行われた。環境省・経済産業省「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会とりまとめ」1頁ないし2頁（2011年4月）。
- 7) 杉村・前掲注1) 5頁。
- 8) 杉村・前掲注1) 7頁。
- 9) 各回収方式の特徴やメリット・デメリットについては、環境省・経済産業省「使用済小型電子機器等の回収に係るガイドライン」（2014年2月）11頁以下参照。
- 10) 環境省・経済産業省・前掲注9) ガイドライン11頁ないし12頁。
- 11) 環境省・経済産業省・前掲注9) ガイドライン24頁ないし28頁。
- 12) 環境省・経済産業省・前掲注6) 研究会とりまとめ19頁参照。これによると、大規模都市においては、ボックス回収と（補足的に）イベント回収を組み合わせ、中小規模都市においては、ボックス回収とピックアップ回収を組み合わせるのが効果的・効率的とされている。同19頁。
- 13) 大塚・前掲注1) 廃棄物資源循環学会誌321頁、天池・前掲注1) 334号57頁、藤田・前掲注1) 5頁等参照。
- 14) 循環型社会法制研究会編『循環型社会形成推

- 進基本法の解説』(ぎょうせい、2000年)13頁および大塚直『環境法第3版』(有斐閣、2010年)502頁参照。
- 15) 天地・前掲注1) 327号64頁。
- 16) 大塚・前掲注1) 廃棄物資源循環学会誌324頁参照。
- 17) 認定基準は、再資源化事業の内容に関する基準、区域に関する基準および能力・施設に関する基準に分かれ、それぞれ、同法施行規則4条ないし6条においてその具体的な内容が定められている。
- 18) 第180回国会参議院環境委員会会議録11号3頁(伊藤哲夫政府参考人発言)(2012年8月2日)および天池・前掲注1) 334号54頁参照。
- 19) 環境省「認定事業者および連絡先一覧」<<http://www.env.go.jp/recycle/recycling/raremetals/trader.html>>(2014年5月18日閲覧)。
- 20) 鶴・前掲注5) 28頁。
- 21) 磯野・前掲注1) 79頁、藤田・前掲注1) 1頁参照。
- 22) 天池・前掲注1) 334号52頁、藤田・前掲注1) 8頁参照。
- 23) 大塚・前掲注14) 510頁参照。
- 24) 数値については、環境省総合環境政策局編『平成24年版環境統計集』(博秀工芸、2012年)170頁。
- 25) 数値については、環境省・前掲注24) 171頁。
- 26) 数値については、環境省・前掲注24) 172頁。
- 27) 数値については、環境省・前掲注24) 173頁。
- 28) 大塚・前掲注14) 503頁。
- 29) 環境省編『平成15年版循環型社会白書』(ぎょうせい、2003年)62頁等参照。
- 30) 農林水産省・環境省「食品リサイクル法の施行状況」(2013年3月28日)20頁<<http://www.env.go.jp/council/03recycle/y031-01/mat02-1.pdf>>(2014年5月18日閲覧)。
- 31) 農林水産省・環境省・前掲注30) 22頁。
- 32) この点、磯野弥生教授は、「循環型社会形成推進基本法の第1の原則である拡大生産者責任原則をないがしろにした制度設計で、果たして循環型社会を達成することができるだろうか。そこには、重大な問題点が隠されているのではないだろうか」(磯野・前掲注1) 84頁)、さらに、「拡大生産者責任に基づいて、市場原理では回収しえない金属等を回収するリサイクル制度の構築こそ、E-Waste 問題の解決が可能となる」(同86頁)と指摘されており、極めて示唆に富む。

- 33) 阿部・前掲注1) 644頁。
- 34) もっとも、食品リサイクル法は食品産業における食品循環資源の再生利用等の実施を問題にしているのに対して、小型家電リサイクル法の下では、主として家庭から排出される使用済小型家電の再資源化を問題にしていることから、必ずしも全く同列に扱うことはできないことにも注意を要する。
- 35) 天池・前掲注1) 334号58頁。
- 36) 現在の28類型は包括性という見地からも適切と思われるが、将来的に必要性が発生した場合には対象品目の追加も考えられよう。
- 37) 天池・前掲注1) 334号51頁。藤田・前掲注1) 10頁も参照。環境省が行った小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査結果によれば、有効回答のあった1742市区町村(回答率100%)のうち、1305市区町村(有効回答があった市区町村のうち、74.9%(人口分布率で示すと89.7%))が、同法に基づく制度に参加中または参加を前向きに検討しているとされている。環境省(報道発表資料)「小型家電リサイクル法に関する自治体アンケート調査結果について」(2013年6月28日)。多くの市区町村が前向きに制度への参加を検討していることを見て取ることができるが、問題のは、そうではない市区町村が25.1%見られることをどう評価するかということであろう。人口分布率で示すと10.3%に過ぎないことから問題ないと評価することも可能であるが、ここに促進型の制度を採用した場合の課題を見てとることができよう。収集計画を定めた市町村については端的に分別収集義務を定めるかどうかということを同法の施行状況を踏まえつつ今後の課題として検討することも考えられよう。
- 38) 大塚・前掲注1) 廃棄物資源循環学会誌324頁参照。資金拠出の制度に対しては疑問や問題点も示されているが(大塚・前掲注14) 519頁および栗田郁真「容器包装リサイクル法の資金拠出制度の評価」環境経済・政策研究2巻2号35頁(2009年)参照)、「現に要した費用の低減に資する取組へのインセンティブとなっている」との指摘も見られる。平尾禎秀「容器包装リサイクル法の改正と資金拠出制度」都市清掃62巻289号234頁(2009年)。同制度に基づく平成21年度分の拠出結果として約93億円、平成22年度分の拠出結果として約99億円と報告されており、同制度も一定程度機能しているとみることができる。環境省リサイクル推進室「容器包装の3Rについての最近の取組状況について」(2011年3月)18頁<<http://www.env.go.jp/council/former2013/03hai>

ki/y0313-11/mat01.pdf>および同(2012年3月)15頁<
<http://www.env.go.jp/council/former2013/03hai>
ki/y0313-12/mat01.pdf>(2014年5月18日閲覧)。

ただ、同制度は分別収集を市町村に、再商品化を製造事業者等に義務付けた容器包装リサイクル法の下で導入したのであり、促進型を採用する小型家電リサイクル法には直ちには妥当しない。同制度を小型家電リサイクル法にも導入するとすれば、端的に市町村の分別収集義務を定めたうえのことになろうが、そもそも市町村の負担軽減のために根本的な制度的手当てをするとすれば、製造事業者等に対する使用済小型家電の回収義務を定めるということになるものと考えられる。この点からも、同法の5年後の施行状況を踏まえて、拡大生産者責任の採用の要否に関する議論・検討が再度なされるべきと考える。

39) 矢野・前掲注5) 19頁以下参照。

40) 大塚・前掲注1) L&T 18頁、藤田・前掲注1) 7頁参照。

41) この点に関する問題意識を詳論したものとして、赤渕芳宏「循環型社会形成推進基本法の理念とその具体化——<施策の優先順位>をめぐる課題」新美育文=松村弓彦=大塚直編『環境法大系』(商事法務、2012年) 569頁以下参照。